

様式 1 公表されるべき事項

国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学の役職員の報酬・給与等について(令和7年度)

I 役員報酬等について

1 役員報酬についての基本方針に関する事項

① 役員報酬の支給水準の設定についての考え方

当該法人の主要事業は教育・研究事業である。役員報酬水準を検討するにあたって、他の国立大学法人、国家公務員のうち、常勤職員数(当該法人約370人)や教育・研究事業で比較的同等と認められる、以下の法人等を参考とした。

(1) 国立大学法人北陸先端科学技術大学院大学…当該法人は、同様に大学院だけで構成される国立大学法人として教育・研究事業を実施している(常勤職員数約300人)。公表資料によれば、令和6年度における法人の長の年間報酬等の総額は17,119千円であり、役員報酬規則に記載された本俸額等を勘案すると、令和6年度の報酬(給与)は12,072千円と推定される。同様の考え方により、理事については7,944～11,196千円、理事(非常勤)については3,000千円、監事(非常勤)については3,000千円と推定される。

(2) 事務次官年間報酬額…23,235千円

② 令和7年度における役員報酬についての業績反映のさせ方(業績給の仕組み及び導入実績を含む。)

12月の賞与において、勤務成績が標準な場合は勤勉手当基準額に100分の102.75を乗じることになるが、勤務成績が優秀な場合には100分の122.75を乗じることにより、業績を手当額に反映させている。

③ 役員報酬基準の内容及び令和7年度における改定内容

法人の長

常勤役員の報酬は、本学役員報酬規程に則り、基本給及び諸手当(地域手当、広域異動手当、通勤手当、単身赴任手当、期末手当及び勤勉手当)としている。月額については、基本給(法人の長:1,078千円)に地域手当、広域異動手当、通勤手当、単身赴任手当を加算して算出している。期末手当については、期末手当基準額(基本給+地域手当+広域異動手当+(基本給+地域手当+広域異動手当)×100分の20+基本給×100分の25)に6月に支給する場合においては100分の66.25、12月に支給する場合においては100分の68.75を乗じ、さらに基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間に応じた割合を乗じて得た額としている。勤勉手当については、勤勉手当基準額(基本給+地域手当+広域異動手当+(基本給+地域手当+広域異動手当)×100分の20+基本給×100分の25)にその者の職務実績に応じて長が定める割合を乗じ、さらに基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間に応じた割合を乗じて得た額としている。

理事

常勤役員の報酬は、本学役員報酬規程に則り、基本給及び諸手当(地域手当、広域異動手当、通勤手当、単身赴任手当、期末手当及び勤勉手当)としている。月額については、基本給(理事(常勤):736～933千円)に地域手当、広域異動手当、通勤手当、単身赴任手当を加算して算出している。期末手当については、期末手当基準額(基本給+地域手当+広域異動手当+(基本給+地域手当+広域異動手当)×100分の20+基本給×100分の25)に6月に支給する場合においては100分の66.25、12月に支給する場合においては100分の68.75を乗じ、さらに基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間に応じた割合を乗じて得た額としている。勤勉手当については、勤勉手当基準額(基本給+地域手当+広域異動手当+(基本給+地域手当+広域異動手当)×100分の20+基本給×100分の25)にその者の職務実績に応じて長が定める割合を乗じ、さらに基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間に応じた割合を乗じて得た額としている。

理事(非常勤)

非常勤役員の報酬は、本学役員報酬規程に則り、非常勤役員手当(理事(非常勤):月額250千円)のみとしている。非常勤役員が行う業務の実績等を考慮すると、他の国立大学法人と比較して、本学の非常勤役員報酬額は低い水準であったため、令和7年度に非常勤役員手当額の改定(増額)を実施した。

監事

常勤監事の報酬は、本学役員報酬規程に則り、基本給及び諸手当(地域手当、広域異動手当、通勤手当、単身赴任手当、期末手当及び勤勉手当)としている。月額については、基本給(監事(常勤):539千円)に地域手当、広域異動手当、通勤手当、単身赴任手当を加算して算出している。期末手当については、期末手当基準額(基本給+地域手当+広域異動手当+(基本給+地域手当+広域異動手当)×100分の20+基本給×100分の25)に6月に支給する場合においては100分の66.25、12月に支給する場合においては100分の68.75を乗じ、さらに基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間に応じた割合を乗じて得た額としている。勤勉手当については、勤勉手当基準額(基本給+地域手当+広域異動手当+(基本給+地域手当+広域異動手当)×100分の20+基本給×100分の25)にその者の職務実績に応じて長が定める割合を乗じ、さらに基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間に応じた割合を乗じて得た額としている。

監事(非常勤)

非常勤役員の報酬は、本学役員報酬規程に則り、非常勤役員手当(監事(非常勤):月額250千円)のみとしている。非常勤役員が行う業務の実績等を考慮すると、他の国立大学法人と比較して、本学の非常勤役員報酬額は低い水準であったため、令和7年度に非常勤役員手当額の改定(増額)を実施した。

2 役員の報酬等の支給状況

役名	令和7年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況		前職
		報酬(給与)	賞与	その他(内容)	就任	退任	
法人の長	千円 19,472	千円 12,936	千円 5,827	千円 646 (地域手当) 62 (通勤手当)			※
A理事	千円 15,208	千円 10,224	千円 4,348	千円 511 (地域手当) 124 (通勤手当)			※
B理事	千円 16,849	千円 11,196	千円 5,043	千円 559 (地域手当) 50 (通勤手当)			※
C理事	千円 13,573	千円 8,832	千円 3,893	千円 847 (地域手当)			◇
D理事 (非常勤)	千円 3,000	千円 3,000	千円	千円 ()			※
E理事 (非常勤)	千円 3,000	千円 3,000	千円	千円 ()			※
A監事	千円 9,629	千円 6,468	千円 2,750	千円 323 (地域手当) 87 (通勤手当)			※
B監事 (非常勤)	千円 3,000	千円 3,000	千円	千円 ()			

注1:「その他」欄には手当等が支給されている場合は、例えば通勤手当の総額を記入する。
注2:「前職」欄には、役員の前職の種類別に以下の記号を付す。
退職公務員「*」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、退職公務員でその後
独立行政法人等の退職者「*※」、該当がない場合は空欄
注3:総額、各内訳は千円未満切り捨てのため、総額と各内訳の合計額は必ずしも一致しない。

3 役員の報酬水準の妥当性について

【法人の検証結果】

法人の長

国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学は、世界に認知された教育研究拠点として、世界に開かれた教育研究環境の下、次代に貢献する最先端の科学技術研究を推進するとともに、その成果に基づく高度な教育により人材を養成し、科学技術の進歩と持続的で健全な社会の形成に貢献することを使命としている。

そうした中で、国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学の学長は、この使命を達成するため、職員数約370名の法人の代表としてその全体を統括するとともに、強いリーダーシップを発揮し、重点戦略経費等によるプロジェクトの重点的推進、将来を見据えた戦略的な教員人事の実施など、その職務内容は多岐にわたっている。

なお、国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学では、学長の報酬月額を法人化移行前の国家公務員指定職俸給表の俸給月額を踏まえて決定しているが、学長の職務内容の特性は上記のとおり法人化移行前と同等以上であると言える。

こうした職務内容の特性や、他の大学院大学等との比較を踏まえると、報酬水準は妥当であると考えられる。

理事

国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学の理事は、学長を補佐し、学長が指定する複数の業務を掌理するなど、その職務内容は多岐にわたっている。

なお、国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学では、理事の報酬月額を法人化移行前の国家公務員指定職俸給表の俸給月額を踏まえて決定している。

こうした職務内容の特性や、他の大学院大学等との比較を踏まえると、報酬水準は妥当であると考えられる。

理事(非常勤)

国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学の理事(非常勤)は、科学技術政策動向や社会連携にかかる特命事項のほか、当該法人の運営に関して様々な助言を行うなど、重要な役割を担っている。職務内容の特性や、他の大学院大学等との比較を踏まえると、報酬水準は妥当であると考えられる。

監事

国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学の監事は、関係会議(役員会、経営協議会、教育研究評議会等)の出席、関係資料の閲覧・調査、役員及び関係部局からの聴取により監査を行うなど、重要な役割を担っており、中でも監事(常勤)は実効ある監査の中心的役割を担っている。

こうした職務内容の特性や、他の大学院大学等との比較を踏まえると、報酬水準は妥当であると考えられる。

監事(非常勤)

国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学の監事(非常勤)は、関係会議(役員会、経営協議会、教育研究評議会等)の出席、関係資料の閲覧・調査、役員及び関係部局からの聴取により監査を行うなど、重要な役割を担っている。

こうした職務内容の特性や、他の大学院大学等との比較を踏まえると、報酬水準は妥当であると考えられる。

【文部科学大臣の検証結果】

職務内容の特性や国家公務員指定職適用官職、他の同規模の国立大学法人との比較などを考慮すると、役員の報酬水準は妥当であるとする。

4 役員の退職手当の支給状況(令和7年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期間		退職年月日	業績勘案率	前職
法人の長 理事A 理事A (非常勤) 監事A 監事A (非常勤)	千円 該当者なし	年	月			
	千円 該当者なし	年	月			
	千円 該当者なし	年	月			
	千円 該当者なし	年	月			
	千円 該当者なし	年	月			

注:「前職」欄には、退職者の役員時の前職の種類別に以下の記号を付す。
退職公務員「*」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、退職公務員でその後独立行政法人等の退職者「*※」、該当がない場合は空欄

5 退職手当の水準の妥当性について

【法人の判断理由等】

区分	判断理由
法人の長	該当者なし
理事A	該当者なし
理事A (非常勤)	該当者なし
監事A	該当者なし
監事A (非常勤)	該当者なし

注:「判断理由」欄には、法人の業績、担当業務の業績及び個人的な業績の検討結果を含め、業績勘案率及び退職手当支給額の決定に到った理由等を具体的に記入する。

【文部科学大臣の検証結果】

該当なし

6 業績給の仕組み及び導入に関する考え方

賞与において、役員の職務実績を考慮して、勤勉手当の成績率を決定している。

Ⅱ 職員給与について

1 職員給与についての基本方針に関する事項

① 職員給与の支給水準の設定等についての考え方

当該法人職員の給与水準を検討するにあたって、他の国立大学法人等、国家公務員のほか、令和6年度職種別民間給与実態調査によるデータのうち、企業規模別(当該法人約370人)・職種別平均支給額を参考にした。

(1) 国立大学法人北陸先端科学技術大学院大学…当該法人は、大学院だけで構成される国立大学法人であり、法人規模についても同等(常勤職員数約300人)となっている。

(2) 国家公務員…令和7年度において、国家公務員のうち行政職俸給表(一)の平均給与月額414,480円となっており、全職員の平均給与月額は424,979円となっている。

(3) 職種別民間給与実態調査において、当該法人と同等の規模や職種の大学卒の4月の平均支給額は228,422円となっている。

② 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方(業績給の仕組み及び導入実績を含む。)

職員の勤務成績を考慮して、昇給・昇格の実施及び賞与における勤勉手当の成績率を決定している。

③ 給与制度の内容

職員の給与は、本学職員給与規程に則り、基本給、基本給の調整額及び諸手当(管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、安全衛生管理手当、超過勤務手当、技術室管理手当、休日手当、夜勤手当、管理職員特別勤務手当、期末手当及び勤勉手当)としている。

期末手当については、期末手当基準額(基本給の月額+扶養手当+地域手当+広域異動手当+役職段階別加算額+管理職加算額)に6月に支給する場合においては100分の125.0(管理職加算額が加算される者は100分の105.0)、12月に支給する場合においては100分の127.5(管理職加算額が加算される者は100分の107.5)を乗じ、さらに基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間に応じた割合を乗じて得た額としている。

勤勉手当については、勤勉手当基準額(基本給の月額+地域手当+広域異動手当+役職段階別加算額+管理職加算額)にその者の職務実績に応じて長が定める割合を乗じ、さらに基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間に応じた割合を乗じて得た額としている。

④ 給与制度の令和7年度における主な改定内容

令和7年度では、給与法の改定に準拠し、以下の改定を実施した。

① 期末手当及び勤勉手当の支給月数をともに0.025月分引上げ

② 基本給表について、初任給を大幅の引上げ。また若年層が在職する号俸に重点を置きつつ全体を引上げ

③ 地域手当の支給割合を引下げ(基本給、基本給の調整額、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に100分の6を乗じて得た額→100分の4を乗じて得た額。ただし、令和7年度中は経過措置として100分の5を乗じて得た額。)

2 職員給与の支給状況等

① 常勤職員の数

全常勤職員(令和8年4月1日時点):374人

注:常勤の在外職員、任期付職員及び再雇用職員を含む全ての常勤職員の総数

うち同一の職種等により通年で給与が支給された職員(対象常勤職員):291人

② 職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	令和7年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内		うち賞与
				うち通勤手当等		
常勤職員	人 172	歳 47.3	千円 7,710	千円 5,528	千円 153	千円 2,182
事務・技術	人 110	歳 44.0	千円 6,530	千円 4,701	千円 163	千円 1,829
教育職種 (大学教員)	人 56	歳 53.8	千円 10,089	千円 7,197	千円 139	千円 2,892
その他医療職種 (看護師)	人	歳	千円	千円	千円	千円
リサーチ・ アドミニストレーター	人 3	歳 53.5	千円 7,460	千円 5,278	千円 112	千円 2,182
エデュケーション・アドミニストレーター	人 3	歳 42.2	千円 6,833	千円 4,943	千円 97	千円 1,890

再雇用職員	人	歳	千円	千円	千円	千円
定時再雇用職員	人	歳	千円	千円	千円	千円

注1:常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再雇用職員を除く。
注2:在外職員、任期付職員及び非常勤職員については、該当者がいないため省略した。
注3:常勤職員の職種「その他医療職種(看護師)」及び再雇用職員の職種「定時再雇用職員」については、該当者が2人以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから区分以外は記載せず、常勤職員全体の数値からも除外している。
注4:「年間給与額」は、時間外手当を除く給与の額

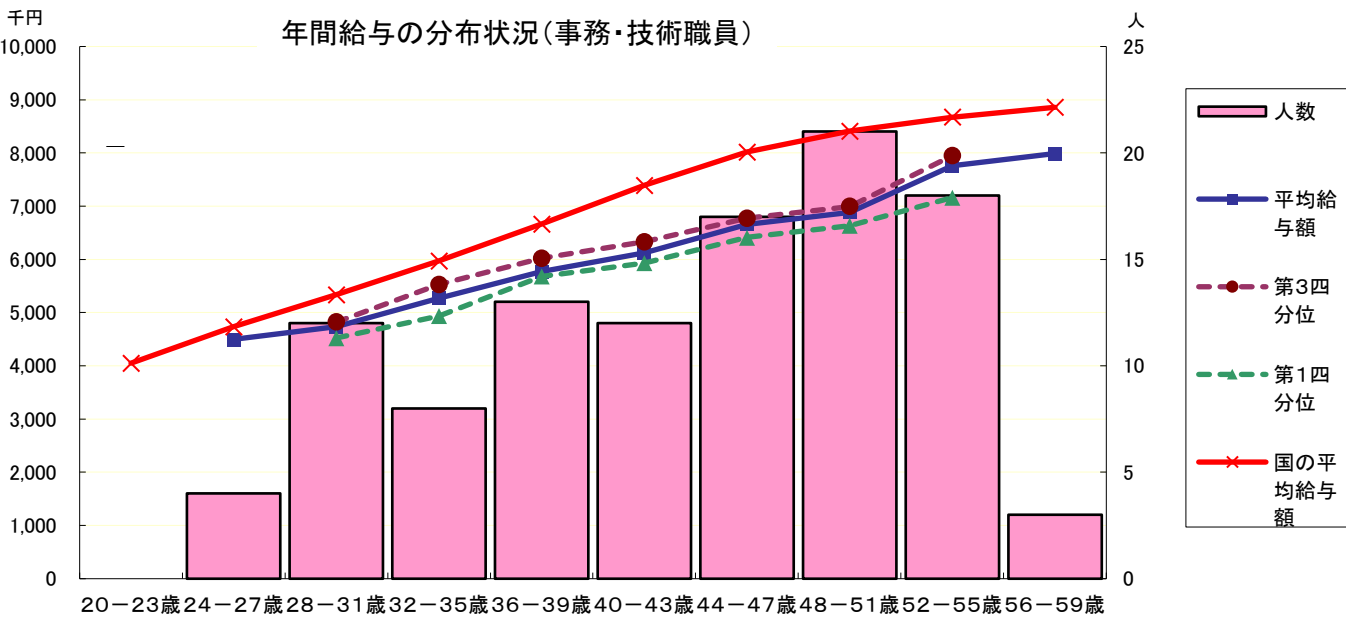
【年俸制適用職員】

区分	人員	平均年齢	令和7年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内		うち賞与
				うち通勤手当等		
常勤職員	人	歳	千円	千円	千円	千円
	117	41.0	7,976	7,976	122	0
教育職種(大学教員)	人	歳	千円	千円	千円	千円
	117	41.0	7,976	7,976	122	0

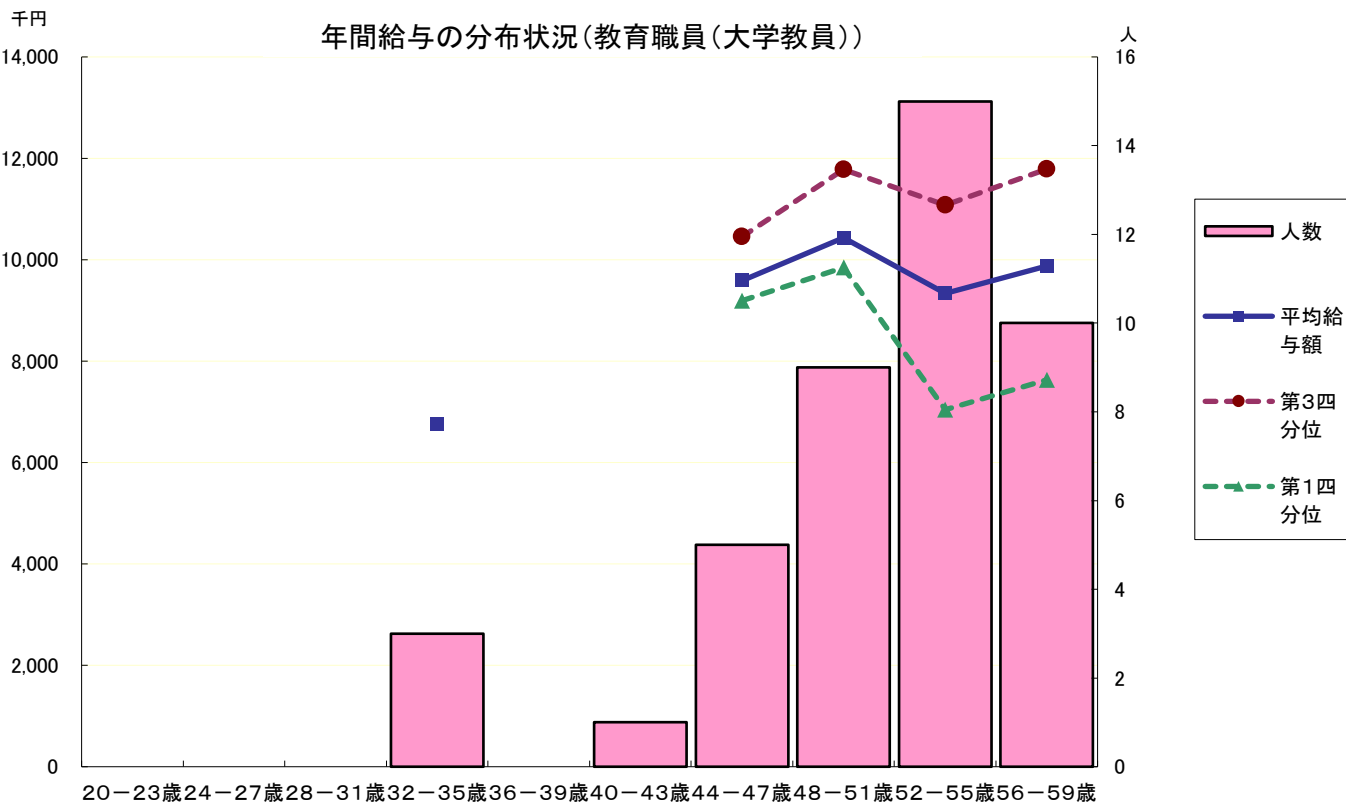
非常勤職員	人 52	歳 46.8	千円 5,134	千円 5,134	千円 130	千円 0
教育研究系 有期契約職員	人 52	歳 46.8	千円 5,134	千円 5,134	千円 130	千円 0

注1:常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再雇用職員を除く。
注2:在外職員及び任期付職員については、該当者がいないため省略した。
注3:非常勤職員の教育研究系有期契約職員とは、特任教員及び研究員の職種を示す。
注4:「年間給与額」は、時間外手当を除く給与の額

③ 年齢別年間給与の分布状況(事務・技術職員／教育職員(大学教員)／医療職員(病院看護師))
〔在外職員及び再雇用職員を除く。以下、⑤まで同じ。〕



注1:②の年間給与額から通勤手当等を除いた状況である。以下、⑤まで同じ。
注2:年齢24-27歳、56-59歳の該当者はそれぞれ4人以下であるため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与額の第1・第3四分位については表示していない。



注1:①の年間給与額から通勤手当等を除いた状況である。以下、⑤まで同じ。
注2:年俸制適用者を含む。以下、⑤まで同じ。
注3:年齢32-35歳、40-43歳の該当者はそれぞれ3人、1人であるため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与額の第1・第3四分位については表示していない。
注4:年齢40-43歳の該当者は1人であるため、平均給与額については表示していない。

④ 職位別年間給与の分布状況(事務・技術職員／教育職員(大学教員)／医療職員(病院看護師))

(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	年間給与額	
			平均	(最高～最低)
	人	歳	千円	千円
部長	1	－	－	－
課長	7	54.5	8,495	9,050～7,949
課長補佐	11	50.6	7,377	8,902～6,889
係長	56	46.8	6,514	7,909～4,302
主任	17	39.9	5,802	6,655～4,102
係員	18	30.4	4,717	5,661～4,204

注1:「課長補佐」には課長補佐相当職である「室長補佐・事務室長・専門員」を含み、係長には係長相当職である「専門職員」を含む。

注2:部長の該当者は1人であるため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、平均年齢及び年間給与額は表示していない。

(教育職員(大学教員))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	年間給与額	
			平均	(最高～最低)
	人	歳	千円	千円
教授	30	55.7	11,564	13,142～9,359
准教授	12	54.3	9,208	9,846～8,639
助教	13	48.7	7,114	7,629～6,593
助手	1	－	－	－

注:助手の該当者は1人であるため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、平均年齢及び年間給与額は表示していない。

⑤ 賞与(令和7年度)における査定部分の比率(事務・技術職員／教育職員(大学教員)／医療職員(病院看護師))

(事務・技術職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	% 54.7	% 49.8	% 52.1
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	% 45.3	% 50.2	% 47.9
	最高～最低	% 52.1～42.9	% 57.2～44.8	% 53.8～44.7
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 55.8	% 50.7	% 53.1
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	% 44.2	% 49.3	% 46.9
	最高～最低	% 53.5～41.9	% 57.2～42.5	% 55.3～42.5

(教育職員(大学教員))

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	% 54.2	% 50.4	% 52.2
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	% 45.8	% 49.6	% 47.8
	最高～最低	% 53.5～43.5	% 57.2～43.8	% 55.3～43.8
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 55.8	% 53.4	% 54.6
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	% 44.2	% 46.6	% 45.4
	最高～最低	% 44.7～42.7	% 57.2～40.2	% 51.8～42.4

3 給与水準の妥当性の検証等

事務・技術職員

項目	内容
対国家公務員 指数の状況	・年齢勘案 85.7 ・年齢・地域勘案 94.6 ・年齢・学歴勘案 83.2 ・年齢・地域・学歴勘案 93.3 (参考)対他法人 100.6
国に比べて給与水準が 高くなっている理由	
給与水準の妥当性の 検証	【支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 71%（国からの財政支出額 8,459百万円、支出予算の総額 11,963百万円:令和7年度予算）】 【累積欠損額 0円(令和6年度決算)】 【管理職の割合 7.3%(常勤職員数110名中8名)】 【大卒以上の高学歴者の割合 97.2%(常勤職員数108名中105名)】 【支出総額に占める給与・報酬等支給総額の割合 33.4%】 【支出総額 8,044百万円、給与・報酬等支給総額 2,683百万円:令和6年度決算】 (法人の検証結果) 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合を50%を超えているが、累積欠損額がなく、支出総額に占める給与・報酬等支給総額の割合が33.4%であり、大卒以上の高学歴者が97.2%と高いにも関わらず対国家公務員との比較指標も100を下回っていることから、給与水準は適切であると考えられる。 (文部科学大臣の検証結果) 法人の職員の給与水準は、職務の特性や国家公務員、民間企業の従業員の給与等を勘案し、設定の考え方を明らかにすることが求められており、国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、その合理性及び妥当性について、説明責任を果たすべきこととされている。(独立行政法人改革等に関する基本的な方針(平成25年12月24日閣議決定)) 当該法人は、国家公務員の給与、他の国立大学法人の給与及び民間企業の従業員の給与等を総合的に勘案したうえで、職員の給与水準を設定しており、法人における給与水準の妥当性の検証結果から、適切な対応が執られていると考える。引き続き、適切な給与水準の設定に努めていきたい。
講ずる措置	引き続き、適切な給与水準の設定に努める。

4 モデル給与

(事務・技術職員)

(扶養親族がいない場合)

○ 22歳(大卒初任給)

月額 243,600円 年間給与 3,666,448円

○ 35歳(主任)

月額 321,195円 年間給与 5,418,509円

○ 50歳(課長補佐)

月額 406,140円 年間給与 6,933,443円

扶養親族がいる場合には、扶養手当を支給する。

手当額:配偶者3,000円(一般職基本給表の級が8級の場合0円)、子1人につき11,500円

(教育職員(大学教員))

(扶養親族がいない場合)

○ 27歳(博士修了初任給)

月額 353,745円 年間給与 5,322,221円

○ 35歳(助教)

月額 377,265円 年間給与 6,351,797円

○ 50歳(教授)

月額 539,175円 年間給与 9,343,487円

扶養親族がいる場合には、扶養手当を支給する。

手当額:配偶者3,000円(教育職基本給表の級が5級の場合0円)、子1人につき11,500円

5 業績給の仕組み及び導入に関する考え方

賞与において、職員の職務実績を考慮して、勤勉手当の成績率を決定している。

III 総人件費について

区 分	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
給与、報酬等支給総額 (A)	千円 2,773,167	千円 2,654,166	千円 2,683,200	千円 2,835,938	千円	千円
退職手当支給額 (B)	千円 181,454	千円 150,074	千円 127,925	千円 136,021	千円	千円
非常勤役職員等給与 (C)	千円 945,833	千円 888,731	千円 862,347	千円 887,225	千円	千円
福利厚生費 (D)	千円 523,813	千円 496,687	千円 494,514	千円 520,751	千円	千円
最広義人件費 (A+B+C+D)	千円 4,424,267	千円 4,189,658	千円 4,167,986	千円 4,379,935	千円	千円

注1: 中期目標期間の開始年度分から当年度分までを記載する。
注2: 「非常勤役職員等給与」においては、寄附金、受託研究費その他競争的資金等により雇用される職員に係る費用及び人材派遣契約に係る費用等を含んでいるため、財務諸表附属明細書の「18役員及び教職員の給与の明細」における非常勤の合計額と一致しない。

総人件費について参考となる事項

「給与、報酬等支給総額」について、前年度比152,738千円(5.69%)の増となったのは、月給制職員の給与及び役員の報酬の引上げを行ったことが、主な要因であると考えられる。
「最広義人件費」について、前年度比211,949千円(5.08%)の増となったのは、月給制職員の給与及び役員の報酬の引上げを行ったことが、主な要因であると考えられる。

IV 定年制度及び60歳以上の職員の給与制度

令和6年度から令和13年度にかけて、事務職員・技術職員、看護職員、教務職員、エデュケーション・アドミニストレーター及びリサーチ・アドミニストレーターの定年年齢を段階的に60歳から65歳に引き上げている。
満60歳に達した職員のうち、管理監督職に就いている者については、満60歳に達した日以後における最初の4月1日に、管理監督職以外の課長補佐級に降任させる「役職定年」を導入している。
満60歳に達した日以後における最初の4月1日以後の基本給月額については、その者に適用される基本給表の級号俸に応じた額に7割を応じて得た額としている。なお、役職定年により降任、降級を伴う異動をした職員の基本給月額は、異動前の基本給月額の7割水準としている。

V その他

特になし